

確認済証をお受取りの皆様へ

～今後の手続きのご案内～

この度は、日本ERI株式会社三重支店をご利用頂き誠に有難うございます。

確認済証交付後の各種届出、中間/完了検査の手続きについてご案内いたします。

お客様アンケートのお願い

弊社ではお客様の満足度向上及び品質向上を目的としたアンケートを実施しております。ご多忙中恐れ入りますが下記 URL 又は QR コードよりアンケートにご回答いただき、率直なご意見・ご要望をお聞かせください。

<https://www.j-eri.co.jp/questionnaire.html>

※ご回答いただいた情報は弊社の業務改善の参考として利用し、それ以外の目的では利用いたしません。



「@ERI 倶楽部」のご案内

「@ERI 倶楽部」では最新の法改正や地域の情報、セミナー開催情報等を積極的に提供しています。ぜひ「@ERI 倶楽部」にご登録ください。会員登録は無料です。

@ERI倶楽部新規会員登録ページより登録できます。

<https://club.j-eri.jp/club/members/join>



〒514-0009
三重県津市羽所町 700 アスト津 12 階
日本 ERI 株式会社 三重支店 確認部
TEL : 059-221-6201 FAX : 059-221-6202

各種届出のご案内

該当の有無及び提出時期等をご確認の上ご提出ください。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

https://www.j-eri.co.jp/gyoumu/kenchikukakuninkensa/shoruidl_main_todokede.html



工事施行者届

確認済証交付時点で施工者が未選定の場合又は施行者に変更・増減があった場合に提出してください。

提出時期 選任：工事着工前迄
追加/変更：完了検査申請前迄
提出部数 1部(※)

工事監理者届

確認済証交付時点で監理者が未選定の場合又は監理者に変更・増減があった場合に提出してください。

提出時期 選任：工事着工前迄
追加/変更：完了検査引受前迄
提出部数 1部(※)

建築主等変更届

工事中に建築主の変更・増減が生じた場合に提出してください。

提出時期 確認済証交付後
～完了検査申請引受前迄
提出部数 1部(※)

軽微な変更説明書

建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合に提出してください。

随時又は中間/完了検査申請時
提出部数 1部(※)

取下げ届

確認申請・検査申請を交付前に取り下げる場合に提出してください。

提出時期 確認/検査申請引受後
～確認済証/検査合格証
交付前迄
提出部数 2部

工事取り止め届

確認済証交付後、工事を取り止める場合に提出してください。

提出時期 確認済証交付以降
提出部数 2部

※ 控えが必要な場合は2部ご提出ください。

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

建築物省エネ法に係る軽微変更が生じた場合に提出してください。

提出時期 完了検査申請時
提出部数 1部(※)

軽微変更 該当証明申請書

建築物省エネ法に係る軽微変更のうちルートCに該当するものが生じた場合に予め手続きをおこなってください。

手続時期 完了検査申請前迄に証明
書発行

〒514-0009
三重県津市羽所町 700 アスト津 12 階
日本 ERI 株式会社 三重支店 確認部
TEL : 059-221-6201 FAX : 059-221-6202

中間/完了検査のご案内

検査希望日のおおむね 10 日前までに予約をお済ませください。

Web 予約
申し込みフォーム

<https://www.j-eri.co.jp/yoyaku.html>



FAX 予約
書式ダウンロード



検査日のおおむね 1 週間前までに検査申請書を提出してください。

【電子申請による申し込み】又は【紙面による申し込み】のいずれかで提出してください。

検査申請はおおむね 1 週間前までにご提出をお願い致します。

電子申請
システム



申請書式
ダウンロード



中間検査 提出書類

- ☐ 中間検査申請書
- ☐ 委任状
- ☐ 軽微な変更説明書
- ☐ 中間検査チェックシート ※1
- ☐ 各種工事関係報告書 ※2
- ☐ 検査特例工事写真

※1 「検査の特例」の対象物件の場合は不要です。

※2 建設地により必要書類が異なります。

弊社HPをご覧ください

完了検査 提出書類

- ☐ 完了検査申請書
- ☐ 委任状
- ☐ 軽微な変更説明書
- ☐ 完了検査チェックシート ※1
- ☐ 各種工事関係報告書 ※2
- ☐ 設備工事監理報告書
- ☐ 検査特例工事写真
- ☐ 省エネ基準監理報告書
- ☐ 建築物エネルギー消費性能
確保計画に係る軽微な変更
説明書
- ☐ 各階の界壁写真(共同住宅・
長屋)

軽微な変更説明書提出について

確認申請又は中間検査以降に発生した変更を検査申請書に添えて提出する必要があります。

変更部分をマーキング等で明確にした変更前/変更後の設計図書を検査申請書に添えて提出してください。(※変更前図書は ERI の審査済スタンプのあるもの)詳しくは→QR コードリンク先の変更の手引きを参考にしてください。

(注意) 予め軽微な変更を電子申請で行っていた場合の検査申請は必ず電子申請としてください。

